

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

茂原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 豊岡地域

(1) 現況

本地域は、田が 30 a 区画の圃場で整備され、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、大型農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。また、畑は集落周辺に展開し、従来から露地野菜の栽培やトマト・キュウリ等の施設野菜の栽培が盛んである。近年では、都市化や後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 本納地域

(1) 現況

本地域は、田が 20 a 区画の圃場で整備され、優良農地となっているが、台風等の大暴雨時には農地が冠水し、排水不良地区となっている。今後は、水稻と大豆、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った農地とするため、水田の汎用が必要となっている。また、畑は団地化されており、ネギ等の露地野菜の栽培が盛んであり、観光農園としてイチゴの栽培が行われている。

近年では、都市化や後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式

を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 豊田地域の内、渋谷・北塚・腰当地区

(1) 現況

北塚地区は、田と畑が混在している地区であり、区画整理や暗渠排水等が整備されていないため、大型農業機械の導入が難しく生産性や効率化が難しい地域となっている。

北塚以外の地区の田は、既に 10 a 区画の圃場が整備され、優良農地となっているが、大型農業機械導入による生産性の向上と効率化を図るため区画の拡大が必要である。また、畑は従来からネギ栽培が盛んなところであるが、生産性を上げるために区画整理が必要である。

近年では、都市化や後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 東郷地域

(1) 現況

本地域は、田が 30 a 区画の圃場で整備され、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、大型農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。また、畑は団地化されており、ネギ等の露地野菜の栽培が盛んなところである。

近年では、都市化や後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 茂原地域の内、東茂原・大芝地区

(1) 現況

本地域は、用途地域に隣接していることから、宅地開発など都市的土地利用に影響を受けやすく、農用地の利用が減少傾向にある。しかし、都市に隣接する農用地は、食料の安定供給を行うための基礎的な生産資源であるとともに、都市住人にとつての潤いの空間や防災空間など、多面的機能を有している。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少しているこ

とから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 鶴枝地域

(1) 現況

本地域は、田が農用地の8割以上を占め、30a区画の圃場で整備されており、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、大型農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 五郷地域

(1) 現況

本地域は、田が農用地の9割以上を占め、10a区画、30a区画の圃場で整備されており、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、大型農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 茂原地域の内、上茂原・箕輪・長谷・内長谷・墨田地区

(1) 現況

本地域は、田が10a区画の圃場で整備され、優良農地となっているが、台風等の大暴雨時には農地が冠水し、排水不調地区となっている。今後は、水稻と大豆、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った農地とするため、水田の汎用が必要となっている。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 二宮地域

(1) 現況

本地域は、田が農用地の9割を占め、30a区画の圃場で整備されており、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、大型農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10. 豊田地域の内、小林、長尾、大登地区

(1) 現況

本地域は、田が農用地の9割を占め、10a区画の圃場が整備されており、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、高生産性農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ることが出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

11. 新治地域

(1) 現況

本地域は、田が農用地の8割を占め、高生産性農業の展開に必要な区画整理、暗渠排水の整備によって、大型農業機械の導入による生産性の向上と効率化が図られるとともに、水稻と麦、大豆、落花生、飼料用作物等の土地利用型作物との輪作体系を図ること

が出来る圃場条件が整った優良農地区域となっている。

近年では、後継者不足等により農家数は減少傾向にあり、栽培面積が減少していることから、担い手農家や認定農業者等の育成により農地の利用集積を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	豊岡地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	本納地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	豊田地域の内、渋谷・北塚・腰当地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	東郷地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	茂原地域の内、東茂原・大芝地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	鶴枝地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	五郷地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑧	茂原地域の内、上茂原・箕輪・長谷・内長谷・墨田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑨	二宮地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑩	豊田地域の内、小林・長尾・大登地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑪	新治地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。